

2024年7月19日

定期報告等の項目を含むサービス商品類型の認定基準書について

公益財団法人日本環境協会
エコマーク事務局

1. 改定の経緯、概要

エコマーク商品の認定後の基準適合状況の確認については、これまでサンプリングによる監査（現地 or オンライン）、製品試験や定期報告などを実施してきたが、ISO/IEC17065に基づくサーベイランス（再評価）のプロセスを開始したことに伴い、これまでサービス商品類型の認定基準書に記載してきた定期報告の内容をサーベイランスのプロセスに集約して、統一的に管理することとしたい。併せて、商品類型間で異なっていた文章の表現や記載の箇所を可能な限り合わせるよう修正を行う。

2. 対象となる商品類型

以下の商品類型における該当記載部分も同様に改定する。

類型番号	商品類型名
501	小売店舗（Version2.2）
503	ホテル・旅館（Version2.2）
505	飲食店（Version1.2）
509	商業施設（Version1.1）
511	テイクアウト・デリバリー店舗（Version1.1）
512	美容室（Version1.0）

3. 改定箇所（変更箇所：赤字部分）

エコマーク商品類型 No.505「飲食店 Version1.2」の例

4. 認定の基準と証明方法

審査時の現地確認に関する記述は、当該章節の【各項目共通の証明方法】の中で言及するよう変更する（商品類型によって書いてある箇所が統一されていなかったための改定）。また、文章の表現を可能な限り商品類型間で合わせるよう修正する。

5. 申込区分、表示など から移設

【各項目共通の証明方法】


- 各基準項目への適合の証明については、所属証明書の提出とともに、解説などを参考にして基準を満たすことが証明できる資料、写真、説明文書などを提出すること。
- 実施状況の確認のため、審査時に現地確認(オンラインを含む)を行う。複数の店舗をまとめて申し込む場合は、共通の運営手法を主導する管理部門(本部など)、および申込店舗のうち代表店舗を対象に行う。
- 基準項目への適合可否は、基準本文や解説に特に明記がない限り、実施の有無で判断する(取り組みの程度は問わない)。
- 原則として、基準への適合は実績で評価する。なお、新規店舗などで実績を把握できない場合は、具体的な計画(実効性を裏付ける資料や文書など)を提出し、達成状況を後日報告することを条件に評価する。
- チェーン店として複数店舗をまとめて申し込む場合は、原則として、共通のオペレーションで達成されているか否かを確認する。ただし、個店毎に証明できる場合にはこの限りではない。

5. 申込区分、表示など

- 申込区分(申込単位)は、1 店舗毎またはチェーン店(本部が定めた方針やマニュアルなどに従い共通した取り組みを行っている複数の店舗)毎とする。チェーン店で複数の店舗をまとめて申し込む場合、申込者は申し込みの対象となる店舗を予め設定すること。
- エコマークの表示方法は、別途定める「飲食店認定基準におけるエコマークの表示方法」に従うこと。下記に「エコマーク基本ロゴ+ピクトグラム」および「エコマーク基本ロゴのみ」の表示例を示す。

【表示例】

パターン	表示例							
エコマーク 基本ロゴ+ ピクトグラム	<div style="text-align: center;">  <p>ECOMARK CERTIFIED RESTAURANTS エコマーク認定店舗</p> <hr/> <table border="0"> <tr> <td> 食材をえらび、 むだなく運ぶ</td> <td> エコな備品・ 設備をつかう</td> </tr> <tr> <td> フードロス 減らす</td> <td> エコな 店舗運営</td> </tr> <tr> <td> 省エネ・節水</td> <td> お客様との エコ活動</td> </tr> </table> </div> <div style="text-align: right; margin-top: 20px;"> <p>看板</p>  <p>②(店舗名) (チェーン名)</p> </div>		 食材をえらび、 むだなく運ぶ	 エコな備品・ 設備をつかう	 フードロス 減らす	 エコな 店舗運営	 省エネ・節水	 お客様との エコ活動
 食材をえらび、 むだなく運ぶ	 エコな備品・ 設備をつかう							
 フードロス 減らす	 エコな 店舗運営							
 省エネ・節水	 お客様との エコ活動							

パターン	表示例
	※対応する評価カテゴリ中の獲得ポイントが3p以上のピクトグラム(評価カテゴリ毎の趣旨を表した図形・文字)のみ表示できる。
エコマーク 基本ロゴのみ	 エコマーク認定店舗…① □□□●●●店…②

注)① “エコマーク”の文言と、認定の対象が“店舗”であることがわかるように表示すること(基本ロゴのみの場合は、英語表記や「飲食店」、「レストラン」などと表記することも可)

② 認定店舗を特定できる“店舗名(チェーン名)”(認定店舗内で表示する場合は、看板等で明らかであればマーク近傍に表示しなくてもよい)、または認定番号の表示
 また、複数店舗を経営する事業者がWEBなどでエコマークを表示する場合は、認定対象の範囲がわかるように明示すること。(例：直営店全店で認定、認定店舗リストを別掲する など)。

4. 認定の基準と証明方法 へ移設

~~(3) 審査時は、認定基準への適合を確認するために、書類審査のほか現地確認(オンラインを含む)を実施する。チェーン展開をしている事業者の現地確認については、共通のオペレーションを主導する管理部門および申込店舗のうち1店舗以上を対象に実施する。~~

エコマーク全体のサーベイランスのプロセスに集約して統一管理

~~(4) 認定後は、継続的かつ、画的に取り組みを推進し、さらに深化するように努めること。また、年に1回、定期報告書の写し(食品リサイクル法、省エネ法、容器包装リサイクル法などの対象事業者該当する場合)、またはそれに準じる食品廃棄物の発生量、エネルギー使用量の年間実績を提出すること。また、設備の導入計画を申請した場合はその進捗状況を提出すること。なお、必要に応じて現地確認やヒアリングなどを実施する。~~

~~(5) 選択項目の「その他」として認定された内容は、他事業者への参考事例としてエコマークウェブサイト公表する。~~

付属証明書への記載に統一

4. 改定日： 2024年8月1日

補足説明

1. サービス商品類型における「定期報告」について

サービス商品類型については、認定取得後、1年おきにエネルギー使用量と廃棄物量の把握が継続して行われているかを確認するため、記録表等(定期報告書の写し)の提出を求めているもの。

2. 定期的なサーベイランス（再評価）について

2023年3月にISO/IEC 17065製品認証機関として認定されたことを受け、エコマーク商品が継続的に認定基準に適合していることを確認するため、定期的なサーベイランスの取り組みを始めている。①現地監査、②書面による報告徴収のいずれかの方法で実施するもので、徴収した情報を最新の登録内容と照合し、認定基準の適合状況に問題がないかを確認する。なお、サーベイランスの実施は、契約に基づく調査や監査権の行使であり、エコマークのてびきの中に規定している。

[エコマーク使用基本契約書](#)より

(報告徴収・調査・現地監査)

第15条 甲は、エコマーク事業の適正な実施を図るため、乙に対し、エコマークの使用状況、エコマーク商品の製造販売状況、エコマーク商品の販売実績（出荷額）等について報告及び説明を求め、又は、甲の職員もしくは甲が指定する第三者に乙の本店、営業所、工場、関連する製造委託先、販売委託会社、取引業者、関連会社等への立入りを含む調査をさせることができる。

2 甲は、乙に無断使用、不適正使用、又はエコマーク使用規定等の不遵守の疑いがあると認めるときは、乙に対し、必要な報告を求め、又は、自ら現地監査を行うことができ、乙はこれに協力しなければならない。

3 前2項の場合において、甲は、乙の取引業者その他関係者に対して、必要な問い合わせ等を行うことができ、乙はこれに必要な協力をしなければならない。

4 第2項の場合において、乙による本契約、エコマーク使用規定等、法令の違反が明らかとなった場合、甲は、乙に対し、当該現地監査等、甲に生じた交通費、宿泊費その他の実費を請求することができる。

[エコマークのてびき](#)より

Ⅲ. エコマーク認定後の手続き・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18

1. 追加・変更等の手続き・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18

2. 認定取得後のサーベイランス（再評価）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20

3. エコマーク使用基本契約の解約・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21

2. 認定取得後のサーベイランス（再評価）

エコマーク使用基本契約書 第15条にもとづき、エコマーク事務局は認定取得者に対し、エコマーク商品に関する報告徴収・調査・現地監査（以下、サーベイランスといいます）を実施することができます。認定から一定期間の経過後（2023年1月以降に認定となった製品にあつては認定日から5年ごと）に、サーベイランス実施のご連絡をエコマーク事務局より個別に差し上げますので、必ずご対応いただくようお願いします。このサーベイランスによって認定基準への適合が確認できない場合や、サーベイランスに応じていただけない場合には、同契約書第18条及び第19条の規定により、当該エコマーク商品の認定が終了又は停止等になる場合があります。